

第3 間伐を実施すべき標準的な林齡、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齡及び間伐の標準的な方法

間伐とは、樹冠疎密度が10分の8以上にうつ閉した森林において行い、材積率で伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後において樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとする。

間伐の標準的な方法

樹種	植栽本数 (本/ha)	間伐時期 (見込み林齡)							間伐の方法等
		1 回 目 (除伐)	2 回 目	3 回 目	4 回 目	5 回 目	6 回 目	7 回 目	
スギ	1,500 本	—	35	50	65	80			間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るよう、形成不良木等に偏ることなく行うこととする。 間伐の間隔は、標準伐期齡に達しない森林については10年に1回、標準伐期齡以上の森林については15年に1回を標準とし、現地の状況を勘案して判断することとする。
	2,000 本	—※	22	35	50	65	80		
	2,500 本	—	16	25	35	50	65	80	
	3,000 本	(12)	17	24	35	50	65	80	
ヒノキ	1,500 本	—※	18	27	38	49	60	80	間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るよう、形成不良木等に偏ることなく行うこととする。 間伐の間隔は、標準伐期齡に達しない森林については10年に1回、標準伐期齡以上の森林については15年に1回を標準とし、現地の状況を勘案して判断することとする。
	2,000 本								
	2,500 本								
	3,000 本								
	3,500 本	(13)	18	27	38	49	60	80	

注) 間伐時期（見込み林齡）における樹高等については、遠賀川地域森林計画書の（附）参考資料 6
その他（1）「施業方法別の施業体系」を標準とする。

注1) 保安林にあっては、保安林の指定施業要件として定められた間伐率の範囲内で行うこと。

注2) 1回目（除伐）の欄は、除伐作業に併せて本数調整を行う場合の見込み林齡を記載。

注3) ※については、除伐は行うが、本数調整は行わない。

2 保育の作業種別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数															標準的な方法	備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		
下刈り	スギ	1	1	1	1	1	1	1	1	1							植裁木が下草より抜け出るまで行う。 実施時期は、6～8月の間に行う。	
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1	1	1	1								
	クヌギ	1	1	1	1	1	1	1	1	1								
つる切り	スギ										2						下刈り終了後、つるの繁茂状況に応じて行う。 実施時期は、6～8月の間に行う。	
	ヒノキ										2							
	クヌギ										2							
除伐	スギ											1					成長を阻害又は阻害が予想される侵入木や形成不良木を除去する。	
	ヒノキ											1						
	クヌギ											1						

3 その他必要な事項

局所的な森林の生育状況の差異を踏まえ、間伐及び保育の標準的な方法では十分に目的を達成できないと見込まれる森林については、生育状況等を考慮し間伐及び保育の方法を決定するものとする。

また、間伐又は保育が適正に実施されておらず、早急に実施する必要のある森林（要間伐森林）については、森林所有者に対して実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を通知するものとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林は、水源の涵養の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林、土地に関する災害の防止機能及び土壤の保全の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林、快適な環境の形成機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林並びに保健文化機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林の4区分に区域を定める。

区域内において機能が重複する場合は、それぞれの機能の發揮に支障のないように森林施業の方法を定める。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林

【水源涵養機能維持増進森林】

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1のとおり定める。

イ 施業の方法

下層植生の維持を図りつつ適正な森林の立木蓄積を維持し根茎の発達を促すため、伐期の長期化（標準伐期齢+10年以上）及び伐採面積の縮小・分散を図る（伐採後の更新未完了の面積が連続して20haを超えないこと）。

当該施業を行う森林の区域を別表2のとおり定める。

森林の伐期齢の下限

単位：年

区域	樹種							
	スギ	ヒノキ	マツ	スラッシュマツ テーグマツ	その他 針葉樹	クヌギ	ザツ・ その他広葉樹	アカシア類
北九州市	45	50	40	30	40	20	25	18

- (2) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るべき森林その他の水源涵養機能維持増進森林以外の森林
- ①【山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林】
 - ②【快適環境形成機能維持増進森林】
 - ③【保健文化機能維持増進森林】

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1のとおり定める。

イ 施業の方法

①～③の公益的機能の維持増進を特に図るべき森林については、択伐による複層林施業を推進する。択伐による複層林施業は択伐率を30%以下（材積率）として、維持材積を7割以上確保するものとする。ただし、伐採後の造林を人工植栽による場合は、択伐率を40%以下（材積率）として、下層木を除く立木の材積が収量比数0.75以上となる森林につき、伐採後の材積が収量比数0.65以下となるように伐採を行う。

それ以外の森林については、択伐以外の方法により複層林へと誘導することとする。

択伐以外の方法による複層林施業は伐採率を70%以下として、維持材積を5割以上確保するものとする。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林については、長伐期施業（標準伐期齢のおおむね2倍以上）を推進すべき森林とし、伐採に伴う裸地の縮小及び分散を図る（伐採後の更新未完了の面積が連続して20haを超えないこととする）。

なお、保健文化機能維持増進森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の広葉樹を育成する森林施業を推進する。

当該施業を行う森林の区域を別表2のとおり定める。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

単位：年

区域	樹種							
	スギ	ヒノキ	マツ	スラッシュマツ テーダマツ	その他 針葉樹	クヌギ	ザツ・ その他広葉樹	アカシア類
北九州市	70	80	60	40	60	20	30	18

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

木材の生産機能の維持増進を図る森林【木材生産機能維持増進森林】の区域については、材木の生育に適した森林、林道等の開設状況から効率的な森林施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林等、個々の森林の立地条件、森林の内容、地域要請等から見た一体的な森林整備の観点を踏まえて定める。

公益的機能別施業森林と重複する際には、その施業方法に準じることとする。

(1) 区域の設定

当該森林の区域を別表1のとおり定める。

(2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた伐採方法等を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

3 その他必要な事項

クヌギやコナラなどを薪炭材やほだ木として利用する場合は、伐採適齢期で伐採できるものとする。ただし、森林の公益的機能の発揮に支障をきたさないよう早期に更新を図るものとする。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

森林組合等へ造林、保育及び間伐等の森林施業の委託を促すことにより、計画的な森林施業を図ることとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

ア 森林施業を計画的、効率的に行うため、市、森林組合が地区集会等を通して森林所有者に森林経営の受委託を働きかける。また、不在村森林所有者については、ダイレクトメール等を利用して、森林の機能及び森林管理の必要性について普及啓発し、林業経営参画の意欲拡大を図る。

イ 森林の経営の受委託を担う林業事業体等の育成については、高性能林業機械の積極的な導入を促すことにより作業の合理化、効率化を図る一方、施業の共同化による経営基盤の強化や、経営の多角化を通じた事業量の拡大による組織運営の安定化、近代化を図る。また、チェーンソー研修や刈払機等の基本研修並びにプロセッサ等の高性能林業機械による材木集材などの高度な技術研修を実施し、技術者の育成を図る。

ウ 施業の集約化に取り組む者への森林の経営の受託などに必要な情報の提供や助言、あっせんや地域協議会の開催による地域の合意形成等により、森林経営の委託の促進を図る。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林経営受委託契約の締結により、長期的かつ安定的な森林経営を実現するため、森林経営の受託者が森林の育成権及び一部立木の処分権、森林の保護や作業路網の整備等に関する権限を森林所有者から委ねられるようにすること。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林の経営管理(自然的経済的・社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うこと)を森林所有者自らが実施できない場合には、北九州市が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、林業経営に至っていない森林については北九州市が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進する。

5 その他必要な事項

特になし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市の森林所有者は9,270人でその約7割は1ha未満の小規模所有者である。小規模な森林所有者が多い本市で、自力で伐採、造林、保育及び間伐等を計画的かつ効率的に実施し、良質材の生産を目指すことは困難である。このため、施業の共同化を促進し、合理的な林業経営を推進する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林所有者の地区集会室等への参加の呼びかけや不在村森林所有者へ森林管理の必要性について普及啓発し、森林施業の共同化を図る。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

ア 森林経営計画を共同で作成する者(以下「共同作成者」という。)は、全員により各年度の当初に年次別の詳細な実施計画を作成して実施管理を行うこととし、施業は共同で又は意欲ある林業事業体への委託により実施すること。

イ 作業路網その他の施設の維持運営は共同作成者の共同により実施すること。

ウ 共同作成者の一部が共同施業を遵守しないことにより、他の共同作成者に不利益を

被らせることがないよう、予め個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにすること。

4 その他必要な事項

特になし